

品質マネジメントシステム要綱

制定 令和7年4月1日 7都環公技環第17号

(目的)

第1条 この要綱は、品質マネジメントシステム（以下「システム」という。）に
関して必要な事項を定め、顧客に提供するサービスの品質に関する行動を適切に
実行することを目的とする。

(システムの運営対象組織)

第2条 システムの運営に係る対象組織を次のとおりとする。

- (1) 環境計測センター 計器保全係

(総括品質管理責任者の設置等)

第3条 システム全体を統括するため、総括品質管理責任者を置く。

- 2 総括品質管理責任者は環境計測センター長とする。
- 3 総括品質管理責任者の職務は、次のとおりとする。
 - (1) システムの運営、管理及び見直しに関すること。
 - (2) システムにおける品質方針、年度品質活動方針の策定及び設定に関すること。
 - (3) 品質保証会議及び品質目標達成度確認会議の開催に関すること。

(品質管理責任者の設置等)

第4条 システムを運営するため、品質管理責任者を置く。

- 2 品質管理責任者は、計器保全係長とする。
- 3 品質管理責任者の職務は、次のとおりとする。
 - (1) 品質方針、年度品質活動方針を受けて重点目標の策定及び設定、それらを実現及び達成するための取組に関すること。
 - (2) 重点目標達成のための年度品質活動方針実施計画書に関すること。
 - (3) 品質保証会議及び品質目標達成度確認会議の運営に関すること。
 - (4) その他システムを運営するために必要と認められること。

(品質マネジメントシステム事務局の設置)

第5条 統括品質管理責任者及び品質管理責任者の補佐を行うため、品質マネジメントシステム事務局（以下「事務局」とする。）を置く。

- 2 事務局は環境計測センター 事業開発係とする。

(品質方針の策定及び見直し)

第6条 総括品質管理責任者は、品質方針の策定及び見直しを行う。

(年度品質活動方針の設定及び見直し)

第7条 総括品質管理責任者は、年度品質活動方針の策定及び見直しを行う。

(重点目標の設定及び見直し)

第8条 品質管理責任者は、重点目標の策定及び見直しを行う。

(年度品質活動方針実施計画書の作成)

第9条 品質管理責任者は、品質方針、年度品質活動方針、重点目標を達成するための年度品質活動方針実施計画書の作成を第2条で定めた組織に命ずることができる。

(研修)

第10条 第2条で定めた組織に新規採用者や人事異動による転入者がいる場合において、その組織の係長は当該者に対して速やかに研修を行い、システムに対する理解及び自覚を付与する。

(品質保証会議の開催)

第11条 総括品質管理責任者は、原則として四半期ごとに品質保証会議を開催する。

2 品質保証会議の進行は品質管理責任者が行う。

3 品質保証会議の出席者は事務局の他、品質管理責任者が出席を許可した者とする。

4 品質保証会議の内容に関しては別に定める。

5 事務局は議事録を作成し、関係者へ供覧及び記録として保管する。

(品質目標達成度確認会議の開催)

第12条 総括品質管理責任者は、年度当初に設定した重点目標の達成度を確認する品質目標達成度確認会議を年1回、3月に開催する。

2 品質目標達成度確認会議の進行は品質管理責任者が行う。

3 品質目標達成度確認会議は事務局の他、品質管理責任者が出席を許可した者とする。

4 品質目標達成度の確認は別紙1により実施する。

(システムの見直し)

第13条 総括品質管理責任者は、必要と認めるときは、システムの見直しを行う。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。